平成２２年（フ）第２６９９号
札幌市中央区南14条西７丁目３番３―702号
債務者　茂木　　勲
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第２７１２号
札幌市中央区南14条西８丁目５番50―203号
債務者　浅沼　延好
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第２７３７号
札幌市東区北39条東２丁目３番８号　パークハイツ15号
債務者　坂田　義夫
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第３９号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字御所橋222番地２サンコーポラス岩谷堂１号棟205号室
債務者　高橋美奈子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部
平成２２年（フ）第６０号
岩手県奥州市胆沢区南都田字午房谷地146番地１、旧住所岩手県花巻市南万丁目1103番地３　雇用促進住宅万丁目宿舎２号棟208号
債務者　柳杭田健治
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部
平成２２年（フ）第２８１号
埼玉県加須市阿良川637番地１
債務者　赤坂　昌弘
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第８５４号
埼玉県川口市金山町８番２号　ハーメルン103
債務者　伊藤　　清
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第９９３号
埼玉県川口市大字道合464番地の６
債務者　秋家恵理子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第１２０８号
埼玉県幸手市北１丁目15番５号　グランハイムさくらＢ102、旧住所岩手県九戸郡軽米町大字軽米第６地割22番地３
債務者　外川　達也
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第１２１２号
埼玉県川口市上青木１丁目14番39―1110号　ウィンザーハイム西川口
債務者　花岡　紀子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第１２４０号
さいたま市岩槻区大字岩槻6617番地５
債務者　今井　　尊
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第１２５７号
埼玉県川口市東川口５丁目19番11号　宍倉荘201号
債務者　山口喜代美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第１２６４号
埼玉県志木市中宗岡２丁目17番41号、旧住所埼玉県新座市石神２丁目12番45号
債務者　柴田　　輝
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第１２６５号
さいたま市緑区東大門１丁目６番地１　カーササカシタ201
債務者　植竹　秀樹
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第１２９６号
埼玉県加須市北小浜1168番地　北小浜団地13棟402号室
債務者　宮岡　晴美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第１３５７号
埼玉県新座市野寺３丁目13番30号　第２サンキャッスル305号室
債務者　高橋英梨子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第６６５号
埼玉県所沢市並木８丁目５番地２―502
債務者　髙橋　恵理
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部